

吹田市第4次総合計画策定支援業務 公募型プロポーザル実施要領

「吹田市第4次総合計画策定支援業務」（以下「本業務」という。）は、本市の総合的かつ計画的な行政運営を図るため、新たな計画の策定を目的とするものです。

1 業務の概要

項目	内容
業務名称	吹田市第4次総合計画策定支援業務
業務内容	吹田市第4次総合計画策定支援業務仕様書（以下「仕様書」という。）を参照してください。
履行期間	契約の締結日から平成30年3月31日までの間
見積上限額	金28,446,000円（消費税及び地方消費税を含む。） （平成28年度：17,264,000円 平成29年度：11,182,000円） 上記価格を超える提案は、失格とします。
契約保証金	契約保証金については、吹田市財務規則（昭和39年吹田市規則第14号）第113条第2項第2号の規定により、契約金額の100分の5以上とします。ただし、同規則第113条第3項第1号の規定に該当する場合は、減額することがあります。

2 参加資格要件

本業務の公募型プロポーザルに参加を希望する者は、次に掲げる全ての条件を満たすものとします。

- (1) 本市の平成28年度競争入札参加有資格者名簿掲載業者であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に規定する者でないこと。
- (3) 実施要領交付開始日から契約候補者決定日までの間において、本市から指名停止処分を受けていないこと。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定を受け、かつ、手続開始決定後に本市の競争入札参加資格の再認定手続を完了していること。
- (5) 大阪府内又は隣接府県内に本社又は支店等を有する者であること。
- (6) 実施要領交付開始日から契約候補者決定日までの間において、吹田市公共工事等及び売払い等の契約における暴力団排除措置要領に基づく入札参加除外の措置を受けていないこと。また、同要領別表に掲げる措置要件にも該当しないこと。
- (7) 総合計画策定支援業務の実績があること。ただし、総合計画策定支援全体の実績であり、アンケート調査や印刷など、業務の一部の実績は認めない。
- (8) 上記(7)の業務において、総括責任者又は主担当者として業務実績のある人員を、当該業務に従事させること。
- (9) 本業務において、十分な業務執行能力を有し、適正な執行体制を有すること及び本市の指示に迅速かつ柔軟に対応できること。

3 スケジュール概要

項番	手続き等	期限等
1	実施要領等の公表 (募集開始)	平成28年5月10日(火)
2	実施要領等の配布	平成28年5月10日(火)～5月18日(水)
3	参加表明書の受付	平成28年5月10日(火)～5月18日(水) 【午後5時30分必着】
4	質疑書の提出	平成28年5月10日(火)～5月18日(水) 【午後5時30分必着】
5	質疑書の回答	平成28年5月20日(金)
6	提案書類の提出	平成28年5月20日(金)～5月25日(水) 【午後5時30分必着】
7	第1次審査(書面審査) 結果通知	平成28年5月31日(火)
8	第2次審査(プレゼンテーション、ヒアリング)	平成28年6月6日(月) 予定
9	第2次審査結果通知	平成28年6月9日(木) 予定
10	契約内容の調整、仕様書の確定	平成28年6月13日(月) 予定
11	契約の締結	平成28年6月14日(火) 予定

4 募集概要及び日程

(1) 名称

吹田市第4次総合計画策定支援業務に関する提案募集

(2) 募集方法

公募型プロポーザル方式

見積金額が見積上限額を超えないものについて、提出された提案書、見積書及びプレゼンテーション・ヒアリングに対し評価を行います。

(3) 発注者及び事務局

ア 発注者

吹田市長 後藤 圭二

イ 事務局

吹田市役所 行政経営部 企画財政室

〒564-8550 吹田市泉町1丁目3番40号 高層棟5階

Tel 06-6384-1743 (直通)

担当者：中嶋

メールアドレス：ks_sokei@city.suita.osaka.jp

(4) 実施要領及び仕様書等の配布

ア 配布期間

平成28年5月10日(火)から平成28年5月18日(水)まで

イ 配布方法

吹田市ホームページに掲載します。

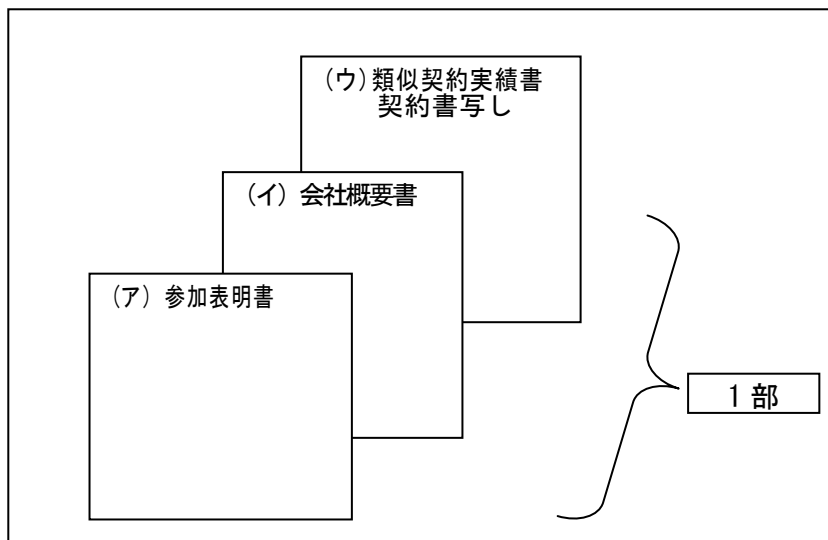
吹田市ホームページ(「トップページ」→「部課組織一覧」→「行政経営部」→「企画財政室」→「総合計画」→「吹田市第4次総合計画の策定について」)からダウンロードして使用すること。

- ウ 配布資料
 - (ア) 本業務公募型プロポーザル方式実施要領
 - (イ) 本業務仕様書
 - (ウ) 本業務公募型プロポーザル審査基準
 - (エ) 本業務に関する提案についての提出書類等
- (5) 参加表明書等の提出
 - ア 提出書類
 - (ア) 参加表明書（様式1）
 - (イ) 会社概要書（様式2）
 - (ウ) 類似契約実績書（様式3）及び契約書写しなど
 - イ 提出期間

平成28年5月10日（火）から平成28年5月18日（水）午後5時30分まで
 - ウ 提出場所

事務局
 - エ 提出部数

各1部（下記の順番で、左上をホッチキス止めしてください。）



- オ 提出方法
 - (ア) 持参の場合

土曜日、日曜日を除く午前9時から午後5時30分まで
 - (イ) 郵送の場合

配達証明付書留郵便に限る。（提出期限必着）
 - カ 参加資格がないと判断した場合は、平成28年5月20日（金）までに通知します。
- (6) 質問の受付及び回答

公募型プロポーザル方式に参加するに当たって、質問事項がある場合は次のとおり提出してください。

 - ア 提出書類

質疑書（様式4）
 - イ 提出期間

平成28年5月10日（火）から平成28年5月18日（水）午後5時30分まで

ウ 提出場所

事務局

エ 提出方法

(ア) 持参の場合

土曜日、日曜日を除く午前9時から午後5時30分まで

(イ) 電子メールの場合

件名は「吹田市第4次総合計画策定支援業務に関する質問（事業者名）」として
ください。

オ 質問回答日

平成28年5月20日（金）

参加表明書を提出した者の質問に対して、吹田市ホームページ（「トップページ」→
「部課組織一覧」→「行政経営部」→「企画財政室」→「総合計画」→「吹田市第4
次総合計画の策定について」）に回答を掲載します。

(7) 提案書等の提出

本業務仕様書等の内容を踏まえ、提案書等を作成し提出してください。

ア 提出書類

(ア) 提案書【表紙】（様式5）

(イ) 企画書（様式自由）

(ウ) 見積書（様式自由）及び内訳書（様式自由）

(エ) 工程計画表（様式自由）

(オ) 業務実施体制調書（様式6）

(カ) 業務責任者実績書（様式7）

イ 提出期間

平成28年5月20日（金）から5月25日（水）午後5時30分まで

ウ 提出場所

事務局

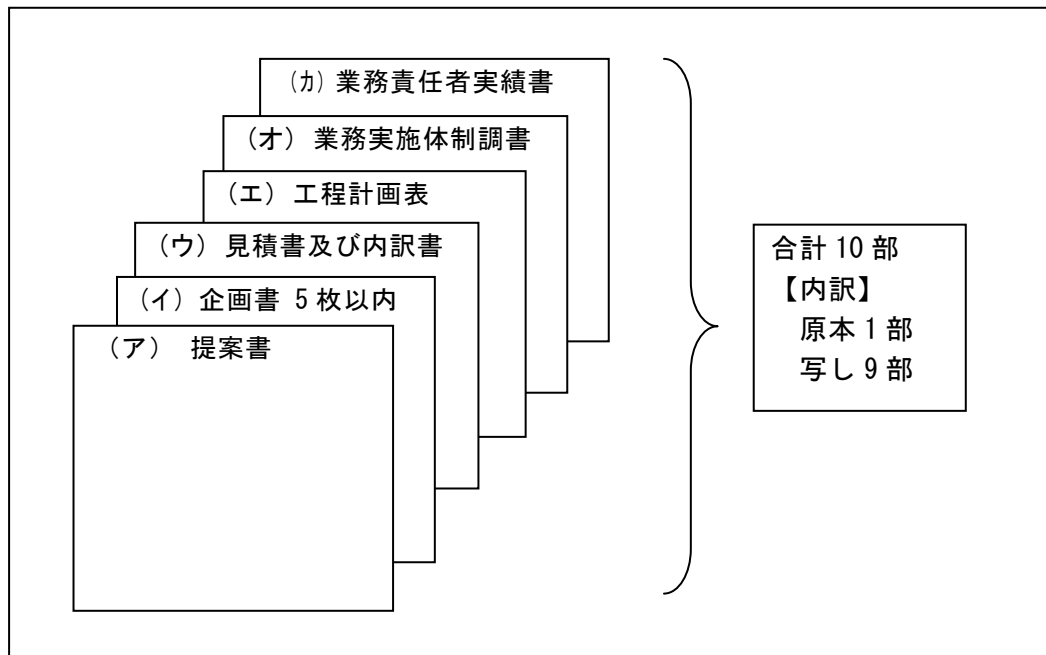
エ 提出部数

提出書類は、原本1部とその写し9部を作成し、左上をホッチキスで止めて提出してく
ださい。

オ 提出方法

持参してください。

土曜日、日曜日、祝日を除く午前9時から午後5時30分まで



カ 提案書等（様式自由）に関する留意事項

- (ア) 本業務仕様書等を熟読し、業務目的達成のために必要な事項を記載してください。
- (イ) 上記（7）ア（イ）から（オ）における記載事項は、本業務公募型プロポーザル方式審査基準の「審査の視点」に留意して記載してください。
- (ウ) 上記（7）ア（イ）は、5枚以内とします。
- (エ) 用紙の規格はA4判、両面印刷で、横書きとします。
- (オ) 文字サイズは、12ポイント以上とします。
- (カ) 左上には、必ず参加者番号を入れ、左綴じでホッチキス止めとします。
- (キ) 提出書類への鉛筆書きによる記載及び見積金額範囲外の提案は認めません。
- (ク) 提出書類には、会社名、ロゴマーク等、作成者が誰であるか分かる表示は一切しないでください。

(8) 提案の無効に関する事項

次に該当するときは、その者の提案は無効とします。

- ア 受託候補者の選定時点において、参加資格要件に掲げる資格のない者が提案したとき。
- イ 所定の日時及び場所に提案書類を提出しないとき。
- ウ 提案に関して談合等の不正行為があったとき。
- エ 正常な提案の執行を妨げる等の行為をなす恐れがある者、又は、なした者が提案したとき。
- オ その他、指示した事項及び提案に関する条件に違反したとき。

5 事業者の選定

「吹田市第4次総合計画策定支援業務プロポーザル審査委員会」（以下「審査会」という。）において、第1次審査（書類審査）及び第2次審査（プレゼンテーション、ヒアリング）を行います。審査会において、最高得点を得た者と次点者を契約候補者として選定します。なお、応募が1者であっても審査し、適否を判断します。

(1) 審査の方法及び留意事項

- ア 審査会において、企画提案者の提案について書類審査による第1次審査を行い、審査委員の合計点数の総計の上位4者を第2次審査の対象者として選定します。
- イ 第2次審査は、プレゼンテーション・ヒアリングを行い、第2次審査の審査委員の合計点数の総計が最高得点を得た者を契約候補者とし、2番目に高い得点のものを次点者とします。
- ウ 最高得点を得た者が2者以上ある場合は、審査委員の投票により決定します。
- エ 第1次審査、第2次審査の合計得点が6割を超えない場合は失格とします。
- オ 第1次審査、第2次審査ともに、評価、採点に関する異議は受け付けません。
- カ 審査項目及び配点等は、本業務公募型プロポーザル方式審査基準のとおりです。なお、提出書類が所定の形式に適合しない場合は、減点の対象となることがあります。

(2) 第1次審査（書類審査）通知

平成28年5月31日（火）に電子メールにより通知し、その後、書面による通知も行います。

(3) 第2次審査（プレゼンテーション・ヒアリング）

提案に対する説明を受けるため、第1次審査（書類審査）の上位4者を対象とし、提案書等の内容に基づくプレゼンテーション・ヒアリングを次のとおり実施します。

ア 実施予定日

平成28年6月6日（月）※実施場所及び実施時間は、個別に連絡します。

イ 時間配分

各事業者25分（プレゼンテーション15分、ヒアリング10分）

ウ その他

- (ア) 必ず、本業務に実際に従事する者がプレゼンテーションを行ってください。
- (イ) パワーポイントの利用は可とします。
- (ウ) コンピューターは自身で用意してください。
- (エ) プレゼンテーションの出席は、3名までとします。
- (オ) 会社名を特定できるようなもの（バッジ等）を身につけないでください。

(4) 第2次審査（プレゼンテーション・ヒアリング）の結果通知

平成28年6月9日（木）（予定）に電子メールにより通知し、その後、書面による通知も行います。また、審査結果は、吹田市ホームページ上でも公表します。選定結果の問い合わせについては、一切応じません。

6 契約について

- (1) 提出書類及びプレゼンテーションの結果等を総合的に評価し、最も優れた提案を行った者と、本業務の契約締結交渉を行うものとします。選定された提案書の記載事項は、原則として契約時に業務委託仕様として採用することを想定していますが、協議調整のうえ決定します。
- (2) 契約候補者が契約締結までに、参加資格要件に規定する条件のいずれかを満たさなくなった場合や、事故等の特別な事由により契約が不可能となった場合においては、次点者と契約締結の交渉を行うものとします。
- (3) 契約保証金については、吹田市財務規則（昭和39年吹田市規則第14号）第113条第2項第2号の規定により、契約金額の100分の5以上とします。ただし、同規則第113条第3項第1号の規定に該当する場合は、減額することがあります。

7 その他

- (1) 提案募集に参加する場合は、本業務公募型プロポーザル方式実施要領、仕様書等を熟読し、それらを遵守してください。
また、本市の指示に従い、円滑な提案の執行に協力し、正常な提案の執行を妨げたり、他の提案者の迷惑になるようなことを避けるほか、常に善良なる参加者としての態度を保持してください。
- (2) 提案募集に参加する者は、契約候補者決定後において、本業務公募型プロポーザル方式実施要領等の内容について、不明又は錯誤を理由に異議を申し立てることはできません。
- (3) 提案募集に参加するために必要な費用は、提案者の負担とします。
- (4) 提出書類の受領後の差し替え及び再提出は認めません。
- (5) 提案、その他手続きに使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。
- (6) 提出書類に虚偽の記載をした場合は、吹田市指名停止措置要領に基づき指名停止等の措置を行うことがあります。
- (7) 提出書類の著作権は、プロポーザル参加者に帰属します。ただし、吹田市が本案件のプロポーザルに関する報告、公表等のために必要な場合は、プロポーザル参加者の承諾を得ずに、提出書類の内容を無償で使用できるものとします。提案募集に係る公文書公開請求があった場合は、吹田市情報公開条例に基づき、提出書類を公開することがあります。
- (8) 提出された書類は一切返却しません。